

独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針

平成23年 3月31日
改正 平成23年12月 2日

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業者の相互共済の仕組みと国からの援助により退職金共済制度を確立し、中小企業の労働者や事業所を転々として働くことの多い建設業・清酒製造業・林業の労働者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度の運営主体として設立されたものであり、その使命は、これらの労働者に対する将来にわたる確実な退職金の支給と退職金制度への着実な加入を図ることにある。

このような使命を確実に実施していくため、中小企業退職金共済制度の共済契約者、被共済者がこの制度に安心して加入し続けられるよう、機構とこれらの方々との信頼関係を構築することが極めて重要である。

このためには、機構は中小企業の労働者の将来の退職金の原資となる掛金を取り扱うことから、何よりも法令にのっとり公平・公正な事務処理が求められるとともに、一人でも多くの中小企業の労働者に確実に退職金を支払っていくことが求められる。

また、機構は、新たに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とするとともに、財形持家融資制度の運営主体としての役割も担うこととなり、財形貯蓄を行っている勤労者に対して低い負担で住宅資金を融資することが使命とされた。

このような使命を確実に実施していくためには、財形持家融資制度の導入企業やその勤労者がこの制度に安心して加入し続けられるよう、機構とこれらの方々との信頼関係を構築することが極めて重要であり、機構は、こうした点からも、法令にのっとり公平・公正な事務処理が求められるとともに、一人でも多くの勤労者に低い負担で住宅融資を行っていくことが求められる。

機構の役職員一人一人がこのような使命を自覚し、法令その他社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を常に意識しながら職務を遂行することによって、退職金共済制度に加入する共済契約者や被共済者、財形持家融資制度を導入する会社やその勤労者、その他この制度の関係者の信頼を得るよう努めることとする。具体的にはコンプライアンスの徹底のため、以下の取り組みを行う。

1 コンプライアンスの重要性の認識

機構の業務運営に必要なコンプライアンスの意義や重要性を十分認識し、業務の遂行上実践する。

2 コンプライアンス意識の浸透

コンプライアンスに関する研修や情報提供を行うことにより、コンプライアンスの意識をすべての役職員に浸透させる。

3 コンプライアンスの推進状況の把握と取組への反映

機構におけるコンプライアンスの推進状況を把握し、今後のコンプライアンスの推進方策に反映させる。

4 コンプライアンスに関する情報の公開

コンプライアンスに関する取組について、ホームページで公開する。